

令和元年6月20日

会 員 各 位

一般社団法人 愛知県建設業協会
専務理事 大西克義

家電リサイクルに関する資料について(周知)

標記につきまして、このたび、経済産業省商務情報政策局情報産業課環境リサイクル室及び環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室から愛知県環境局長を通じまして、別紙のとおり・解体工事業者・解体工事発注者・家電4品目を使用している事業者・引越業者・引っ越しをする消費者に対して、正しい家電リサイクルを行うよう周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

以 上

3 1 循環第 3 5 5 号
令和元年 6 月 2 0 日

一般社団法人愛知県建設業協会会長 様

愛知県環境局長
(公 印 省 略)

家電リサイクルに関する資料について (依頼)

このことについて、令和元年 5 月 2 0 日付けで経済産業省商務情報政策局情報産業課環境リサイクル室及び環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室から事務連絡がありました。

つきましては、貴協会会員への周知について御配慮くださるようお願いいたします。

担 当	資源循環推進課 廃棄物監視指導室指導グループ
電 話	052-954-6237
F A X	052-953-7776

事務連絡
令和元年5月20日

各都道府県産業廃棄物担当課長 殿

経済産業省商務情報政策局情報産業課環境リサイクル室
環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室

家電リサイクルに関する資料について（周知）

平素より特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）に係る施策に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

家電リサイクル法に関して経済産業省及び環境省でこれまでに作成した解体工事及び引っ越しに着目したリーフレット並びに排出事業者向けリーフレットについて、この度、家電リサイクル法に基づく指定法人において特定家庭用機器（家電4品目）の排出事業者向け案内サイト（<https://www.kaiketsukr.com/business/>）が設けられたこと等を踏まえた改定を行いました。

貴都道府県における廃棄物処理行政及びリサイクル行政の参考にしていただくほか、関係部局を通じて・解体工事業者・解体工事発注者・家電4品目を使用している事業者・引越業者・引っ越しをする消費者に対して周知を行っていただくよう、お願いいたします。

また、上記について、管内市区町村に対して周知をお願いいたします。

なお、都道府県・市区町村が所有する特定家庭用機器（家電4品目）を廃棄する際には、当該都道府県・市区町村が排出事業者の立場として、家電リサイクル法等に基づき適正排出を行う必要があることについて、各部署の物品管理担当及び仮設住宅等管理担当に対して周知を行っていただくよう、お願いいたします。

別添資料一覧

- ・家電4品目を使用している事業者向け資料
- ・解体工事業者向け資料
- ・解体工事発注者向け資料（一般廃棄物版）
- ・解体工事発注者向け資料（産業廃棄物版）
- ・引越業者向け資料
- ・引っ越しをする消費者向け資料

※下記ホームページに電子ファイルを掲載しています。

https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/shiryousyu/shiryou.html

【連絡先】

経済産業省商務情報政策局情報産業課環境リサイクル室

担当：鈴木、田中（雄）

03-3501-6944

kaden-recycle@meti.go.jp

環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室

担当：田中（祥）、松浦、高橋

03-5501-3153

hairi-recycle@env.go.jp

事業所で使用している家電4品目（家庭用機器）は、 家電リサイクル法の対象です！

- ◆エアコン（セパレートタイプ（壁掛け型、床置き型）・ウインドタイプ）
- ◆テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）
- ◆冷蔵庫・冷凍庫
- ◆洗濯機・衣類乾燥機



の家電4品目は、家庭用機器であれば、事業所で使用されている場合（賃貸物件やリース事業での使用を含む。）であっても、家電リサイクル法の対象です。

事業に伴い家電4品目を排出（廃棄）する場合には、家電リサイクル法等に基づき、正しくリサイクルしてください。

家電4品目の排出（廃棄）に当たっては、原則として、家電リサイクル法に基づき、「リサイクル料金」と「収集運搬料金」が必要です。

事業所で使用している家電4品目の排出（廃棄）方法（以下のいずれか）

- ① **新しい製品に買い替える際は、新しい製品を購入する小売業者に引取りを依頼する**
- ② **処分する製品を購入した小売業者が分かる場合には、処分する製品を購入した小売業者に引取りを依頼する**

上記①及び②の場合、小売業者には引取義務があります。家電リサイクル法上の小売業者とは、家電4品目の小売販売を業として行う者です（電材・住設販売店や工務店等であっても、左記に該当すれば小売業者となります。）。

- ③ **産業廃棄物収集運搬許可業者に委託し指定引取場所への運搬を行い、又は排出者事業者自ら指定引取場所への運搬を行い、製造業者等に引き渡す**

上記③の場合、郵便局において家電リサイクル券（料金郵便局振込方式）（機器1台につき1枚必要）を用いてリサイクル料金（機器の製造業者等ごとに定められている料金）の支払いを済ませてから指定引取場所に運搬を行ってください。

家電リサイクル券（料金郵便局振込方式）の記入の仕方

<http://www.kaiketsukr.com/coupon/postoffice.html>

指定引取場所一覧（一般財団法人家電製品協会家電リサイクル券センター）

<http://www.e-map.ne.jp/p/rkcsymap/>

・家電リサイクル券やリサイクル料金の支払い方法
 ・家電リサイクル券（料金郵便局振込方式）を大量に使用する場合にはの問合せ先
 一般財団法人家電製品協会 家電リサイクル券センター
 0120-319640（午前9時～午後6時（日・祝休み））

- ④ **廃棄物処理法に基づき、適正な処理を行うことができる産業廃棄物処分許可業者により処分を行う**

家電4品目の処分方法については、環境大臣告示により特別な処分方法が定められています。この方法により再生又は処分を行う産業廃棄物処分許可業者のみ、廃棄物処理法に基づく再生又は処分を行うことができます（したがって、他の産業廃棄物に家電4品目を混ぜて排出・処分することはできません。）。上記④の方法により処分を行う場合には、産業廃棄物の処分を行う業者が当該告示の処分方法を満たしているか確認する必要があります。

特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法（環境大臣告示）

<http://www.env.go.jp/recycle/kaden/hoho.html>

廃棄物ではないから大丈夫と思いませんか？

家電4品目の廃棄物該当性については、「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について（通知）」（平成24年3月19日 都道府県・市町村宛て環境省通知）において、（リユース・リサイクル仕分け基準のガイドラインに照らして）「**リユース品としての市場性が認められない場合**（年式が古い、通電しない、破損、リコール対象製品等）、又は、**再使用の目的に適さない粗雑な取扱い**（雨天時の幌無しトラックによる収集、野外保管、乱雑な積上げ等）**がなされている場合は、当該使用済特定家庭用機器は廃棄物に該当するものと判断して差し支えないこと**」とされています。

有価物として譲渡しているつもりでも、その家電4品目は廃棄物に該当するかもしれません。上記通知を踏まえ、家電4品目が廃棄物に該当する場合には、廃棄物処理法・家電リサイクル法に基づいた扱いが必要です。

産業廃棄物収集運搬許可業者に委託し、指定引取場所への運搬を行い、製造業者等に引き渡す場合、指定引取場所までの運搬には産業廃棄物のマニフェストが必要です（廃棄物処理法に基づき、適正な処理を行うことができる産業廃棄物処分許可業者により処分を行う場合は、全部の過程について産業廃棄物のマニフェストが必要です。）。

産業廃棄物収集運搬許可業者に委託し、指定引取場所への運搬を行い、製造業者等に引き渡す場合についてのイメージ



産業廃棄物収集運搬許可業者に委託し、指定引取場所への運搬を行い、製造業者等に引き渡す場合のマニフェストについて

この場合、産業廃棄物のマニフェストが必要となるのは、指定引取場所までの収集運搬のみであることから、直行用（7枚綴）のマニフェストの場合、A票、B1票・B2票のみを使用します。したがって、指定引取場所やリサイクルプラントから写しの送付を受ける必要はありません。

産業廃棄物のマニフェストの記入内容については、一般的には以下のような例が多いですが、詳しくは都道府県等にお問い合わせください。

廃棄物の種類：金属くず及び廃プラスチック類の混合物（ブラウン管テレビにあつては、金属くず、廃プラスチック類及びガラスくずの混合物）

産業廃棄物の名称：特定家庭用機器廃棄物

産業廃棄物の荷姿：バラ

運搬受託者欄：収集運搬業者の情報を記入

運搬先の事業場欄：指定引取場所の名称及び所在地を記入

有害物質等欄、処分方法欄、積替え又は保管の欄、処分受託者欄については、使用しないため、空欄のまま斜線を引く。

電子マニフェストについても、上記に準じて運用してください。処分業者及び最終処分業者は「報告不要者」となりません。

事業所の解体工事に際して家電4品目を排出（廃棄）する場合は、所有者等において適切に廃棄してください

建築物の解体工事の際、当該建築物の所有者等が残した廃家電は、解体工事の元請業者ではなく、当該建築物の所有者等に処理責任があります。このため、所有者等は、排出者として適切に処理していただく必要があります。

解体予定の建築物に家庭用エアコンなどの家電製品がある場合は、解体工事前に、この資料で案内している方法によって、所有者等により適切に廃棄してください。

建築物の解体時等における残置物の取扱いについて（環境省通知）

<https://www.env.go.jp/hourei/add/k072.pdf>

家電4品目の排出事業者向けの、適正な排出方法案内サイトがオープンしました（平成31年4月）。

一般財団法人家電製品協会（家電リサイクル法上の指定法人）
家電4品目の排出事業者向け案内サイト

<https://www.kaiketsukr.com/business/>



「METI Journal」において「60秒解説」記事が掲載されました。

「あなたの会社の家電、正しく処分できている？」

<https://meti-journal.jp/p/269>

平成30年3月作成
平成30年5月、平成31年4月一部加筆

解体工事業者の皆様へ

家電4品目は「正しく」リサイクルしてください

- ◆ 家電4品目（エアコン（セパレートタイプ[※]（壁掛け型、床置き型）・ウインドタイプ）、テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機。いずれも家庭用機器に限る。）は、家電リサイクル法の対象品目であり、家電4品目が廃棄物となったもの（以下「廃家電4品目」という。）は、家電リサイクル法等に基づき処理する必要があります。

※事業所で使われている家庭用機器（家電4品目）も、家電リサイクル法の対象です。

- ◆ 建築物解体時の残置物については、所有者に処理責任があるので、建築物解体時の残置物として廃家電4品目がある場合には、解体工事発注者等を通じて、家電リサイクル法等に則した処理（廃棄）を依頼してください。

①建築物解体の際に残された廃家電4品目は「残置物」です。

- 建築物の解体時に当該建築物の所有者等が残置した廃棄物（残置物）は、建築物の解体に伴い生じた廃棄物（解体物）とは異なり、その処理責任は当該建築物の所有者等にありま。
- 建築物解体の際に残置された廃家電4品目も、「残置物」に該当します。

②残置物である廃家電4品目は、家電リサイクル法等に則した扱いをお願いします。

残置物は、建築物の所有者等があらかじめ撤去するのが本来のルールであることを解体工事発注者に説明の上、廃家電4品目については家電リサイクル法等に則した適正な処理（廃棄）を解体工事発注者を通じて依頼してください。（解体工事発注者向け資料をご活用ください。）

③解体工事発注者等から廃家電4品目の収集運搬を依頼された場合、以下の点に注意してください。

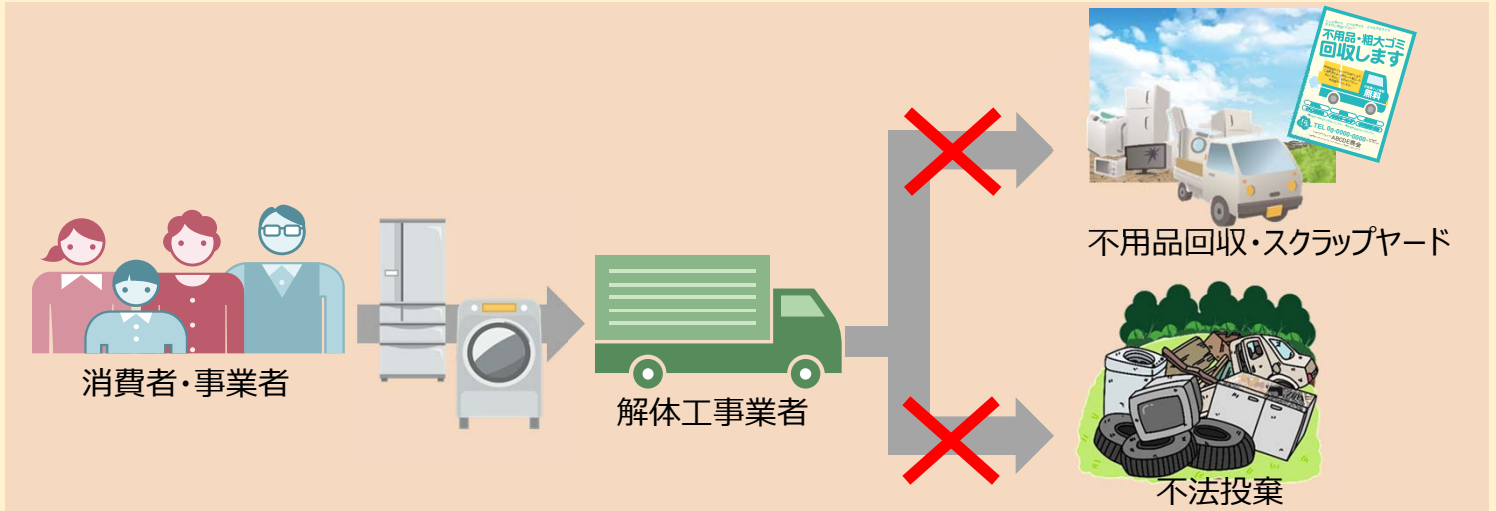
- 建築物解体の際に残された廃家電4品目が一般廃棄物にあたる場合（一般家庭から排出される家電4品目である場合）、その収集運搬を受託するためには、産業廃棄物収集運搬業の許可ではなく、一般廃棄物収集運搬業の許可又は市町村からの当該残置物の処理に係る委託が必要です。

※解体工事業者が家電リサイクル法上の小売業者に該当する場合（家電4品目の小売販売を兼業している場合）は、この限りではありません。詳細については、経済産業省のホームページなどに掲載されている小売業者向けの家電リサイクル法に関する資料を御覧ください。

- 建築物解体の際に残置された廃家電4品目が産業廃棄物にあたる場合（事業所から排出される家電4品目である場合）、排出事業者からその収集運搬を受託するためには、産業廃棄物収集運搬業の許可が必要です。
- 廃家電4品目は、指定引取場所に持ち込んでリサイクルしてください。

④ 法律違反に注意してください。

- 一般廃棄物にあたる廃家電4品目について一般廃棄物収集運搬業許可（又は市町村からの委託）を有さない解体工事業者が収集運搬を行った場合、廃棄物処理法に違反します。産業廃棄物にあたる廃家電4品目について産業廃棄物収集運搬業許可を有さない解体工事業者が収集運搬を行った場合についても、同様に廃棄物処理法に違反します。
- また、廃家電4品目の収集運搬を行うことができる解体工事業者が、引き取った廃家電4品目を指定引取場所に引き渡さずに違法な回収業者等に引き渡した場合、家電リサイクル法又は廃棄物処理法に違反します。



建築物の解体時等における残置物の取扱いについて（環境省通知）

<https://www.env.go.jp/hourei/add/k072.pdf>



廃棄物ではないから大丈夫と思っていませんか？

家電4品目の廃棄物該当性については、「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について（通知）」（平成24年3月19日 都道府県・市町村宛て環境省通知）において、（リユース・リサイクル仕分け基準のガイドラインに照らして）「**リユース品としての市場性が認められない場合**（年式が古い、通電しない、破損、リコール対象製品等）、**又は、再使用の目的に適さない粗雑な取扱い**（雨天時の幌無しトラックによる収集、野外保管、乱雑な積上げ等）**がなされている場合は、当該使用済特定家庭用機器は廃棄物に該当するものと判断して差し支えないこと**」とされています。

有価物として譲渡しているつもりでも、その家電4品目は廃棄物に該当するかもしれません。上記通知を踏まえ、家電4品目が廃棄物に該当する場合には、廃棄物処理法・家電リサイクル法に基づいた扱いが必要です。

<http://www.env.go.jp/press/files/jp/19506.pdf>

家庭における家電4品目の排出方法案内サイト（排出者向け）（一般財団法人家電製品協会）

<https://www.kaiketsukr.com/>



事業所における家電4品目の排出方法案内サイト（排出事業者向け）（一般財団法人家電製品協会）

<https://www.kaiketsukr.com/business/>



解体工事
発注者等
の皆様へ

家電4品目は 正しくリサイクルしてください

家庭から排出される
家電4品目について

- ◆エアコン（セパレートタイプ[°]（壁掛け型、床置き型）・ウインドタイプ[°]）
 - ◆テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）
 - ◆冷蔵庫・冷凍庫
 - ◆洗濯機・衣類乾燥機
- の家電4品目（家庭用機器）は、家電リサイクル法の対象品目です。



家電4品目は、建築物解体工事の前に、機器の所有者において、家電リサイクル法に基づき正しくリサイクルしてください。

また、建築物解体工事の際、建築物に残置された廃家電4品目については「残置物」です。建築物解体時の残置物については、解体工事の元請業者ではなく、当該建築物の所有者等に処理責任があるので、解体工事前に、当該建築物の所有者等により家電リサイクル法に基づき正しくリサイクルしてください。

家庭から排出される家電4品目については、原則として、建築物の解体工事業者に処理を依頼することはできません。家電4品目の処分（廃棄）に当たっては、家電リサイクル法に基づき、「リサイクル料金」と「収集運搬料金」が必要です。

特に、家庭用エアコン（室内機・室外機）に注意！

具体的な処分方法については、下記サイトを御覧ください。

「これで解決！家電リサイクル」（一般財団法人家電製品協会）



<http://www.kaiketsukr.com/>



家電4品目の処分（廃棄）について、小売店等に引取りを依頼する場合、建築物解体の直前に依頼しても対応できません。期間の余裕を持って、小売店等に引取りを依頼してください。

廃棄物の処分に「無許可」の回収業者
を利用しないでください。
（家電4品目の廃棄に当たって要注意）
「無許可」の廃棄物回収業者には、
右記のような例があります。



平成30年2月作成
令和元年5月一部加筆修正

解体工事
発注者等
の皆様へ

家電4品目は 正しくリサイクルしてください

- ◆エアコン（セパレートタイプ（壁掛け型、床置き型）・ウインドタイプ）
 - ◆テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）
 - ◆冷蔵庫・冷凍庫
 - ◆洗濯機・衣類乾燥機
- の家電4品目（家庭用機器）は、家電リサイクル法の対象品目です。



家電4品目は、建築物解体工事の前に、機器の所有者において、家電リサイクル法等に基づき正しくリサイクルしてください。

また、建築物解体工事の際、建築物に残置された廃家電4品目については「残置物」です。建築物解体時の残置物については、解体工事の元請業者ではなく、当該建築物の所有者等に処理責任があるので、解体工事前に、当該建築物の所有者等により家電リサイクル法等に基づき正しくリサイクルしてください。

事業所から排出される家電4品目について、建築物の解体工事業者に収集運搬を依頼する場合は、排出事業者（機器の所有者／建築物の所有者等）において、産業廃棄物収集運搬業許可を有する解体工事業者との間で廃棄物処理法に基づき収集運搬委託契約を締結して、指定引取場所への収集運搬を行ってください。

家電4品目の処分（廃棄）に当たっては、家電リサイクル法に基づき「リサイクル料金」が必要です。収集運搬を小売店等に依頼する場合には、家電リサイクル法に基づき「収集運搬料金」も必要となります。

特に、家庭用エアコン（室内機・室外機）に注意！

具体的な処分方法については、下記サイトを御覧ください。
「事業所で使用していた廃家電のリサイクル案内」
(一般財団法人家電製品協会)

<https://www.kaiketsukr.com/business/>



家電4品目の処分（廃棄）について、小売店等に引取りを依頼する場合、建築物解体の直前に依頼しても対応できません。期間の余裕を持って、小売店等に引取りを依頼してください。

経済産業省・環境省リーフレット
家電4品目を使用している事業者向け資料
https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/shiryousyu/recycle_office.pdf



平成30年2月作成
令和元年5月一部加筆修正

引越業者の皆様へ

家電4品目は「正しく」リサイクルしてください

- ◆ 家電4品目（エアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機。いずれも家庭用機器に限る。）は、家電リサイクル法の対象品目であり、家電4品目が廃棄物となったもの（以下「廃家電4品目」という。）は、家電リサイクル法等に基づき適切に製造業者等（指定引取場所）に引き渡す必要があります。
- ◆ このため、お客様（排出者）から廃家電4品目の処分（引取り）を求められた場合は、次の事項に注意して対応してください。

引越業者がとるべき適切な対応

①引越業者が小売業者（家電4品目の販売を行う者）に該当する場合

小売業者は、家電リサイクル法において、以下の事項を実施しなければなりません。

➤ 消費者（排出者）からの引取義務

■小売業者は、次の場合には、消費者（排出者）が排出する場所（自宅など）において、消費者（排出者）から廃家電4品目を引き取る義務があります。

ア. 自らが過去に小売販売をした廃家電4品目の引取りを求められたとき

イ. 対象機器の小売販売に際し、同種の対象機器に係る廃家電4品目の引取りを求められたとき

※ア・イ以外の場合であっても、廃家電4品目の引取りを行うことが可能です。ただし、引取りを行った場合には、下記の引渡義務や管理票の交付・管理・保管等義務が発生します。

➤ 製造業者等への引渡義務

■小売業者は、廃家電4品目を引き取ったときは、次の場合を除き、指定引取場所に運搬し、**製造業者等（指定引取場所）に引き渡す義務**があります。

①自ら製品としてリユースする場合

②当該廃家電4品目を製品としてリユースする者（ex.消費者）に有償又は無償で譲渡する場合

③当該廃家電4品目を製品としてリユース販売する者（ex.リユース業者）に有償又は無償で譲渡する場合

※②③については、譲渡先の者が適正にリユースをする又はリユース販売をする場合のみを指すものであり、「リユース利用」又は「リユース販売」を行うと称しつつ、実際にはそれを行わない者（いわゆる「不用品回収業者」など）に有償又は無償で譲渡することはこれに該当しません。

➤ このほか、**収集運搬料金の公表・応答（リサイクル料金を含む。）義務や、管理票（家電リサイクル券）の交付・管理・保管等義務**があります。

②引越業者が小売業者（家電4品目の販売を行う者）に該当しない場合

- 廃家電4品目の収集運搬を行うことができる一定の場合を除き、引越業者は、廃家電4品目の運搬を行うことができません。引っ越し予定のお客様に対しては、前もって、家電4品目を処分する場合には、当該家電4品目を購入した小売業者などに依頼するか、小売業者に引取義務がない廃家電4品目については市区町村に相談するよう伝えてください。

※小売業者や市区町村の引取りは、引っ越しの日の直前に依頼されても対応できません。引っ越しを行うお客様には前もって廃家電4品目の処分の手配を行うよう伝えてください。

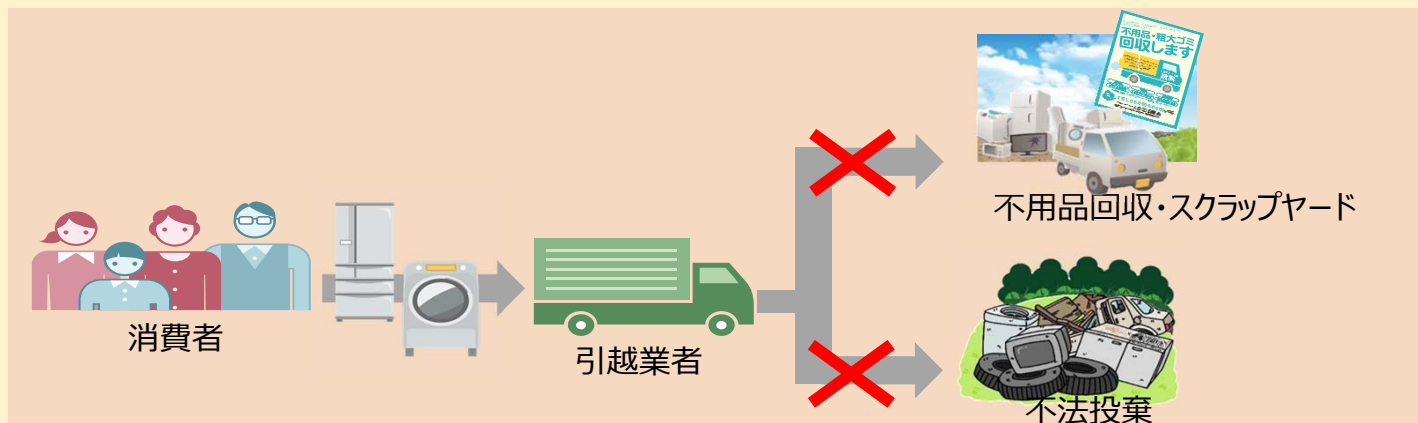
- なお、家電リサイクル法上の小売業者に該当しない引越業者が、廃家電4品目の運搬を行うことができる場合とは、一般廃棄物収集運搬許可（事業所から排出される廃家電4品目については、産業廃棄物収集運搬許可）を有する場合などです。

③引っ越しを考えているお客様に対して、廃家電4品目の適正排出を依頼してください

廃家電4品目については家電リサイクル法等に則した適正な排出を行うよう、引っ越しを考えているお客様に依頼してください。（引っ越しを行う消費者向け資料をご活用ください。）

引越業者がしてはいけないこと

- 廃家電4品目の収集運搬を行うことができない引越業者が収集運搬を行った場合、廃棄物処理法に違反します。また、廃家電4品目の収集運搬を行うことができる引越業者が、引き取った廃家電4品目を製造業者等（指定引取場所）に引き渡さずに違法な回収業者等に引き渡した場合、家電リサイクル法又は廃棄物処理法に違反します。



詳しくは、経済産業省・環境省が開催した「引越業者向け家電リサイクル法等に関する説明会」の資料を御覧ください。



https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/shiryousyu/shiryou.html

引っ越しを
お考えの
皆様へ

いらなくなった家電4品目は 正しくリサイクルしてください

- ◆ エアコン
- ◆ テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）
- ◆ 冷蔵庫・冷凍庫
- ◆ 洗濯機・衣類乾燥機

の家電4品目（家庭用機器）は、家電リサイクル法の対象品目です。



引っ越しの際にこれらの家電を処分（廃棄）する場合には、家電リサイクル法に基づき、正しくリサイクルしてください。

家電4品目の処分（廃棄）に当たっては、家電リサイクル法に基づき、「リサイクル料金」と「収集運搬料金」が必要です。

家電4品目を処分（廃棄）する場合は・・・

- ①新しい製品に買い替える際は、新しい製品を購入する小売店に引取りを依頼する
- ②処分する製品を購入した小売店が分かる場合には、処分する製品を購入した小売店に引取りを依頼する
- ③上記以外の際は、お住まいの市区町村が案内する方法による（一般廃棄物の場合）
ことが必要です。

上記③については、小売店に引取義務のない家電ですが、市区町村に協力する小売店等が家電4品目の引取りを行っている場合には、当該小売店に引取りを依頼することができます。

家電4品目の処分（廃棄）に当たって小売店等に当該家電4品目を引き取ってもらう場合、原則として、家電リサイクル券の排出者控が発行されますので、当該排出者控を受け取ってください。



家電4品目の処分（廃棄）について、小売店等に引取りを依頼する場合、引っ越しの直前に依頼しても対応できません。期間の余裕を持って、小売店等に引取りを依頼してください。

廃棄物の処分に「無許可」の回収業者
を利用しないでください。
（家電4品目の廃棄に当たって要注意）
「無許可」の廃棄物回収業者には、
以下のような例があります。

街中を大音量で巡回



空き地で回収



チラシを配布



インターネットで広告



具体的な処分方法については、一般財団法人家電製品協会が運営する処分方法案内サイト「これで解決！家電リサイクル」を御覧ください。

<https://www.kaiketsukr.com/>



事業所から排出される廃家電4品目の具体的な処分方法については、「事業所で使用していた廃家電のリサイクル案内」を御覧ください。

<https://www.kaiketsukr.com/business/>



平成30年2月作成 令和元年5月一部加筆修正